様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　2025年　7月　17日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）かぶしきがいしゃばんびー  一般事業主の氏名又は名称　株式会社　バンビー  （ふりがな）よしだ　むねひろ  （法人の場合）代表者の氏名吉田 宗広  住所　〒136-0047  東京都江東区富岡1-8-17  法人番号　8010601019991  　情報処理の促進に関する法律第３１条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DXに関する当社の取り組み | | 公表日 | 2025年　4月　1日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | コーポレートサイト内「DXに関する当社の取り組み」内の「代表メッセージ」「DX基本方針」にて公表  <https://bambie.co.jp/dx/> | | 記載内容抜粋 | 株式会社バンビーは、「データとテクノロジーを駆使し、生産性の向上を実現。その時間を人とのつながりに注ぎ込み、お客様と社会に新たな価値を創造する、最も人間味あふれる革新企業へ」というビジョンを掲げています。  DX基本方針  DX戦略策定の目的は、顧客満足度向上、生産性向上、競争力強化、そして持続的な成長です。  これらの目的を達成するためのDX基本方針として、「データとテクノロジーを駆使し、生産性向上と人との繋がりを重視」することを掲げています。具体的には、デジタル技術を活用することで業務効率化を図り、生まれた時間を人とのコミュニケーションや顧客体験向上に充てることで、顧客満足度を高め、企業の成長へと繋げます。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会設置会社ではないため、取締役会に準ずる機関である代表取締役社長において承認し、その責任のもとで決定・実施しています |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DXに関する当社の取り組み | | 公表日 | 2025年　4月　1日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | コーポレートサイト内「DXに関する当社の取り組み」内の「DX戦略」にて公表  <https://bambie.co.jp/dx/> | | 記載内容抜粋 | DX戦略として、以下の4点を重点的に取り組みます。  1.デジタル技術とデータドリブン経営を活用したビジネスモデル構築: 最新のデジタル技術を導入し、データに基づいた経営判断を行います。  2.リアルタイムデータに基づく迅速な意思決定と実行: リアルタイムデータ分析により、変化に迅速に対応できる体制を構築します。  3.業務プロセスの効率化と生産性向上: 業務プロセスを見直し、デジタル技術を活用することで、業務効率化と生産性向上を実現します。  4.デジタル基盤の強化: 安定したDX推進のため、デジタル基盤を強化します。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会設置会社ではないため、取締役会に準ずる機関である代表取締役社長において承認し、その責任のもとで決定・実施しています |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 当社コーポレートサイト内「DXに関する当社の取り組み  」内の「DX推進体制」「DX人材の育成」にて公表  <https://bambie.co.jp/dx/> | | 記載内容抜粋 | DX推進体制  DX推進を強化するため、IT推進チームを発足しデジタル人材育成・IT導入促進・ITツールの活用サポートを推進しております。  DX人材の育成  DX推進を担う人材育成として、以下の取り組みを実施します。  ●社内サポート体制: 社内にIT推進チームを設置し、DXに関する疑問や課題解決のサポート、 従業員へのIT教育などを行います。  ●外部研修の活用: 定期的に外部機関の研修を受講することで、最新のデジタル技術やDXに関する知識・スキルを習得します。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 当社コーポレートサイト内「DXに関する当社の取り組み  」内の「DXを進めるための環境の整備」にて公表  <https://bambie.co.jp/dx/> | | 記載内容抜粋 | DX推進のための環境整備として、以下の取り組みを実施します。  ●セキュリティ強化: セキュリティソフトの一括管理化により、全社的なセキュリティレベル向上を図ります。  ●業務効率化: 顧客情報のリアルタイムな見える化、営業支援ツールやBIツールとの連携、全社PC FAX化、ノートPC化、労務管理の自動化などにより、業務効率化を推進します。  ●社内サポート体制: AIによる社内マニュアル問い合わせ窓口を設置し、従業員がいつでも必要な情報にアクセスできる環境を整備します。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DXに関する当社の取り組み | | 公表日 | 2025年　4月　1日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 当社コーポレートサイト内「DXに関する当社の取り組み  」内の「ＤＸ戦略達成を図る指標」にて公表  <https://bambie.co.jp/dx/> | | 記載内容抜粋 | DX戦略達成を測る指標として、以下の項目を設定しています。  •顧客満足度向上  •収益性向上  •品質向上  •顧客の声活用  これらの指標を達成することで、顧客満足度向上、収益性向上、品質向上を実現し、DX戦略の成功を目指します。 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2025年　4月　1日 | | 発信方法 | 当社コーポレートサイト内「DXに関する当社の取り組み  」内の「代表メッセージ」にて公表  <https://bambie.co.jp/dx/> | | 発信内容 | デジタル技術への投資を強化し、顧客体験の向上、集客・販促活動の進化、従業員満足度の向上を継続することで、時代とお客様の変化に対応していきます。ユーザーインの発想を基に、エンターテイメント空間としての差別化と独自化を追求し、競争力を強化することで、持続的な成長を遂げ、DX推進による生産性向上と人との繋がりを重視することで、お客様と社会に貢献し続ける企業を目指します。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年　8月頃　～　　2024年　11月頃 | | 実施内容 | 「DX推進指標」により自己分析を行い、IPAの自己診断結果サイトより入力している。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年　2月頃　～　　継続中 | | 実施内容 | セキュリティアクション制度に基づき2つ星の自己宣言を実施している。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。